

5 林整計第 571 号－1
令和 5 年 9 月 25 日

各都道府県林務担当部長（別記） 殿

林野庁森林整備部計画課長

「林地台帳制度の運用上の留意事項について」等の一部改正について

地域の自主性の及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）（以下「第 13 次地方分権一括法」という。）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の改正に伴い、「林地台帳制度の運用上の留意事項について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 400 号林野庁森林整備部計画課長通知）等を別紙新旧対照表のとおり一部改正を行い、通知の日から施行することとしたので、御了知願いたい。

また、貴管下の市町村の長への周知方よろしく願います。

記

- 1 林地台帳制度の運用上の留意事項について
（平成 29 年 3 月 29 日 28 林整計第 400 号）
- 2 林地台帳及び地図運用マニュアルについて
（平成 29 年 3 月 30 日 28 林整計第 407 号）

別紙 1

別紙 2

以上

(別記)

北海道林務担当部長、青森県林務担当部長、岩手県林務担当部長、
宮城県林務担当部長、秋田県林務担当部長、山形県林務担当部長、
福島県林務担当部長、茨城県林務担当部長、栃木県林務担当部長、
群馬県林務担当部長、埼玉県林務担当部長、千葉県林務担当部長、
東京都林務担当部長、神奈川県林務担当部長、新潟県林務担当部長、
富山県林務担当部長、石川県林務担当部長、福井県林務担当部長、
山梨県林務担当部長、長野県林務担当部長、岐阜県林務担当部長、
静岡県林務担当部長、愛知県林務担当部長、三重県林務担当部長、
滋賀県林務担当部長、京都府林務担当部長、大阪府林務担当部長、
兵庫県林務担当部長、奈良県林務担当部長、和歌山県林務担当部長、
鳥取県林務担当部長、島根県林務担当部長、岡山県林務担当部長、
広島県林務担当部長、山口県林務担当部長、徳島県林務担当部長、
香川県林務担当部長、愛媛県林務担当部長、高知県林務担当部長、
福岡県林務担当部長、佐賀県林務担当部長、長崎県林務担当部長、
熊本県林務担当部長、大分県林務担当部長、宮崎県林務担当部長、
鹿児島県林務担当部長、沖縄県林務担当部長

5 林整計第 571 号－1
令和 5 年 9 月 25 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

「林地台帳制度の運用上の留意事項について」等の一部改正について

このことについて、別紙写しのとおり沖縄県農林水産部長に通知したのでお知らせする。

(施行上の注意)

別添として、（案の 1）の沖縄県林務担当部長への施行文書の写しを添付する。

別紙 1

林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 400 号林野庁森林整備部計画課長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）において林地台帳制度が創設され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなったが、その運用については「<u>林地台帳制度の運用について</u>」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知、以下「長官通知」という。）によるほか、下記事項に留意の上、円滑かつ適切に運用されるよう御配慮をお願いする また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。 第 1 林地台帳の記載事項 長官通知第 2 に示す「林地台帳の記載事項」については、次のとおり記載することとする。 1 森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所 (1) 登記簿上の所有者 ア (略) イ 「共有の有無」欄には、共有者がいる場合には「有」と記載し、共有者が<u>いない</u>場合は空白とする。 ウ (略) (2) 現所有者 ア <u>「氏名・名称」及び「住所」欄には、現に森林の土地を所有している者又は所有していると見なされる者の氏名又は名称及び住所を記載する。</u>	森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）において林地台帳制度が創設され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなったが、その運用については「<u>林地台帳の運用について</u>」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知、以下「長官通知」という。）によるほか、下記事項に留意の上、円滑かつ適切に運用されるよう御配慮をお願いする また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。 第 1 林地台帳の記載事項 長官通知第 2 に示す「林地台帳の記載事項」については、次のとおり記載することとする。 1 森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所 (1) 登記簿上の所有者 ア (略) イ 「共有の有無」欄には、共有者がいる場合には「有」と記載し、共有者が<u>含まれない</u>場合は空白とする。 ウ (略) (2) 現所有者 (新設)

なお、住民票の写しの交付請求に当たり、森林の土地の所有者がDV等支援措置対象者（「住民基本台帳事務処理要領」（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知）第5の10のドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置を受けている者をいう。以下同じ。）であることを確認した場合には、「氏名・名称」及び「住所」欄に第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載する。

また、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して当該森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、長官通知第8の3に規定する方法によりDV等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、「氏名・名称」及び「住所」欄に「未確認」かつ、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者であることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載する。

イ 「共有の有無」欄には、共有者がいる場合、「有」と記載し、共有者がいない又は、共有者を把握できない場合は空白とする。

ウ 「記載事由」欄には、法に基づく森林の土地の所有者の届出、本人修正申出、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の届出、森林簿、住民票の写しの交付請求、住民基本台帳ネ

ア 「共有の有無」欄には、共有者がいる場合、「有」と記載し、共有者が含まれない、又は、共有者を把握できない場合は空白とする。

イ 「記載事由」欄には、法に基づく森林の土地の所有者の届出、本人修正申出、国土利用計画法に基づく土地取引の届出、森林簿など情報元を記載する。

ネットワークの利用など情報元を記載する。

エ 「届出年月日・記載年月日」欄には、記載事由が森林の土地の所有者届出等の届出による場合は届出書の届出年月日を和暦で記載する。記載事由が住基ネットの利用による場合には、住基ネットを利用した年月日を和暦で記載する。また、記載事由が上記以外の場合には、情報元に所有者名が記載された年月日を和暦で記載する。

2 森林の土地の所在、地番、地目及び面積

(1) 「地番」欄には、山地番や耕地番を示す記号、甲乙等の記号が地番に含まれる場合は記号を含めて示し、地番に支号（枝番、孫番から玄孫番までを含む₂）までが含まれる場合は、区切り文字を「-」（ハイフン）として地番と枝番から玄孫番までを結合する。

(2) （略）

3・4 （略）

5 森林経営計画について法第 11 条第 5 項の認定をした者

(1) （略）

(2) 「認定者の種類」欄には、「市町村長」、「都道府県知事」又は「農林水産大臣」のいずれかを記載する。認定されていない場合は空白とする。

(3) （略）

6 公益的機能別施業森林等における施業の方法

(1) 「区分」欄には、公益的機能別施業森林等に指定されていない場合

ウ 「届出年月日・記載年月日」欄には、記載事由が森林の土地所有者届出等の届出による場合は届出書の届出年月日を和暦で示す。記載事由が届出以外による場合には、情報元に所有者名が記載された年月日を和暦で記載する。

2 森林の土地の所在、地番、地目及び面積

(1) 「地番」欄には、山地番や耕地番を示す記号、甲乙等の記号が地番に含まれる場合は記号を含めて示し、地番に支号（枝番、孫番から玄孫番までを含む）までが含まれる場合は、区切り文字を「-」（ハイフン）として地番と枝番から玄孫番までを結合する。

(2) （略）

3・4 （略）

5 森林経営計画について法第 11 条第 5 項の認定をした者

(1) （略）

(2) 「認定者の種類」欄には、「市町村長」、「都道府県知事」、「農林水産大臣」のいずれかを記載する。認定されていない場合は空白とする。

(3) （略）

6 公益的機能別施業森林等における施業の方法

(1) 「区分」欄には、公益的機能別森林等に指定されていない場合は空

は空白とする。重複指定がある場合は「,」（カンマ）を区切り文字として列記する。表示する公益的機能別施業森林等の区分は略称で示すことも可能とする。

名 称	略称
(略)	(略)
木材生産機能の維持増進を図るための <u>森林施業を推進すべき森林</u>	木
(略)	(略)

(2) (略)

第3 林地台帳及び林地台帳地図の公表（申請者の確認）

長官通知第4の2の(2)の①の「利用者が本人であることを確認するに足りる書類」は、氏名、住所等が確認できる運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証、共済組合員証等とする。

第4 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供

1 提供の申出（申出者の確認）

長官通知第5の1の「申出者が本人であることを確認するに足りる書類」は、氏名、住所等が確認できる運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証、共済組合員証等とし、写真の貼付がされているもの以外のものにあつては2点以上の提示を確認するものとする。

白とする。重複指定がある場合は「,」（カンマ）を区切り文字として列記する。表示する公益的機能別森林等の区分は略称で示すことも可能とする。

名 称	略称
(略)	(略)
木材生産機能の維持増進を図るための森林	木
(略)	(略)

(2) (略)

第3 林地台帳及び林地台帳地図の公表（申請者の確認）

長官通知第4の2の(2)の①の「利用者が本人であることを確認するに足りる書類」は、氏名及び住所等が確認出来る運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証又は共済組合員証等とする。

第4 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供

1 提供の申出（申出者の確認）

長官通知第5の1の「申出者が本人であることを確認するに足りる書類」は、氏名及び住所等が確認出来る運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証、共済組合員証等とし、写真の貼付がされている以外のものにあつては2点以上の提示を確認するものとする。

2 隣接する森林の土地

長官通知第5の1の(2)の「隣接する森林の土地」について、申請に係る土地の所在及び地番の区画が明確でないもののうち、林地台帳地図から当該地番に対応する小班の関係が明らかである場合には、隣接する小班に係る土地を隣接する森林の土地として差し支えない。

3 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供（使用目的の確認）

長官通知第5の2の(1)の「使用目的が森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化のためのものであることが確認できた場合」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第10条第1号に掲げる者が所有する共有林の施業を行うために他の共有者の氏名及び住所を把握する場合、令第10条第2号に掲げる者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のために隣接地の所有者の氏名及び住所を把握する場合、令第10条第3号に掲げる者が森林経営計画の対象森林の拡大のために森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握をする場合等とし、必要に応じて、申出者から今後の森林施業の実施予定を聞き取った上で、市町村森林整備計画への適合を確認して行うこととする。

4・5 （略）

第5 所有者による林地台帳又は林地台帳地図の修正の申出（申出者の確認）

長官通知第6の1の「申出者が本人であることを確認するに足る書類」は、氏名、住所等が確認できる運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証、共済組合員証等とする。

2 隣接する森林の土地

長官通知第5の1の(2)の「隣接する土地」について、申請に係る土地の所在及び地番の区画が明確でないもののうち、林地台帳地図より当該地番に対応する小班の関係が明らかである場合には、隣接する小班に係る土地を隣接する森林の土地として差し支えない。

3 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供（使用目的の確認）

長官通知第5の2の(1)の「使用目的が森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化のためのものであることが確認できた場合」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第10条第1号に基づく申出者が所有する共有林の施業を行うために他の共有者の氏名及び住所を把握する場合、令第10条第2号に基づく申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のために隣接地の所有者の氏名及び住所を把握する場合、令第10条第3号に基づく申出者が森林経営計画の対象森林の拡大のために森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握をする場合等とし、必要に応じて、申出者から今後の森林施業の実施予定を聞き取った上で、市町村森林整備計画への適合を確認して行うこととする。

4・5 （略）

第5 所有者による林地台帳又は台帳地図の修正の申出（申出者の確認）

長官通知第6の1の「申出者が本人であることを確認するに足る書類」は、氏名及び住所等が確認できる運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証又は共済組合員証などとする。

第6 林地台帳又は林地台帳地図の更新

1 更新に当たっての情報の利用

長官通知第7の更新に係る情報の取得については、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」（平成23年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知）、「登記情報等の電子データによる提供について」（平成23年9月1日付け23林整計第122号林野庁森林整備部計画課長通知）及び「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（平成24年3月26日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知）に示されている方法を参考に、具体的な作業を進めること。

また、このほか、都道府県や市町村の他の部局から森林の土地の所有者に関する情報の提供を受けた場合についても、関係する記載事項を更新するものとする。

2 森林の土地の所有者等を把握するための調査

長官通知第7の「森林の土地の所有者等を把握するための調査」については、「林地台帳及び地図運用マニュアルについて」（平成29年3月30日付け28林整計第407号林野庁森林整備部計画課長通知）に示されている方法を参考に、具体的な作業を進めること。

3 （略）

第7 林地台帳情報の電子データ化

林地台帳の整備に当たり、台帳情報を統一したデータ形式により電子化して整備することは、市町村と都道府県間の森林関連情報の共有、複数の

第6 林地台帳又は林地台帳地図の更新

1 更新にあたっての情報の利用

長官通知第7の更新にかかる情報の取得については、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」（平成23年4月22日23林整計第26号林野庁長官通知）、「登記情報等の電子データによる提供について」（平成23年9月1日23林整計第122号林野庁森林整備部計画課長通知）及び「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（平成24年3月26日23林整計第342号）に示されている方法を参考に、具体的な作業を進めること。

また、このほか、都道府県や市町村の他の部局から森林の土地の所有者に関する情報の提供を受けた場合についても、関係する記載事項を更新するものとする。

2 森林の土地の所有者等を把握するための調査

長官通知第7の「森林の土地の所有者等を把握するための調査」については、「林地台帳及び地図運用マニュアルについて」（平成29年3月30日28林整計第407号林野庁森林整備部計画課長通知）に示されている方法を参考に、具体的な作業を進めること。

3 （略）

第7 林地台帳情報の電子データ化

林地台帳の整備にあたり、台帳情報を統一したデータ形式により電子化して整備することは、都道府県と市町村間の森林関連情報の共有、複数の

市町村から台帳情報の提供を受けた者による情報活用、各市町村によるシステム開発のコストの低減等の観点から有効であることから、標準的な仕様を別記様式第2号のとおり示すこととする。 <u>第8 住基ネットに基づく情報の提供に係る留意事項</u> <u>長官通知第8の3の「住民票の写しの交付請求等」については、「林地台帳及び地図運用マニュアルについて」（平成29年3月30日付け林整計第407号林野庁森林整備部計画課長通知）に示されている方法を参考に、具体的な作業を進めること。</u>	市町村から台帳情報の提供を受けた者による情報活用、各市町村によるシステム開発のコストの低減等の観点から有効であることから、標準的な仕様を別記様式第2号のとおり示すこととする。 (新設)
---	--

別紙 2

林地台帳及び地図運用マニュアルについて（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 407 号林野庁森林整備部計画課長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
林地台帳及び地図運用マニュアル ○マニュアル改正の経緯 平成 29 年 03 月 林地台帳及び地図運用マニュアルの作成、配布 平成 31 年 04 月 「資料 I－1 林地台帳データの仕様」等の一部改訂 （任意記載事項の修正、経営管理権集積計画作成事務に基づく更新の追加、市町村事務における活用、隣接であることの確認について修正、字句修正（全般）） 令和 2 年 6 月 「4－3 定期的な情報更新」等の一部改訂 （第 10 次地方分権一括法による森林法改正において、市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映するよう見直したことに伴う修正） 令和 5 年 4 月 「3－2 林地台帳及び地図の公表」等の一部改訂 （個人情報保護法の改正による個人情報保護条例の記載の見直しに伴う修正） <u>令和 5 年 9 月 「2－2 林地台帳及び地図の内容」等の一部改訂 （第 13 次地方分権一括法による住民基本台帳法の一部改正により、所有者不明土地対策に係る事務について住民基本台帳ネットワークを利用可能となったことに伴う修正）</u>	林地台帳及び地図運用マニュアル ○マニュアル改正の経緯 平成 29 年 03 月 林地台帳及び地図運用マニュアルの作成、配布 平成 31 年 04 月 「資料 I－1 林地台帳データの仕様」等の一部改訂 （任意記載事項の修正、経営管理権集積計画作成事務に基づく更新の追加、市町村事務における活用、隣接であることの確認について修正、字句修正（全般）） 令和 2 年 6 月 「4－3 定期的な情報更新」等の一部改訂 （第 10 次地方分権一括法による森林法改正において、市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映するよう見直したことに伴う修正） 令和 5 年 4 月 「3－2 林地台帳及び地図の公表」等の一部改訂 （個人情報保護法の改正による個人情報保護条例の記載の見直しに伴う修正）

第2章. 林地台帳及び地図の運用の概要

2-1 (略)

2-2 林地台帳及び地図の内容

改正森林法では、森林法第5条に基づき都道府県がたてる地域森林計画の対象となっている民有林（以下「5条森林」という。）について、林地台帳及び地図を作成することとしています。

ここでは、林地台帳及び地図の記載内容を説明します。

(略)

(1) 林地台帳及び地図の管理形態

林地台帳及び地図は、電子データ又は簿冊で管理します。

電子データによる管理は、情報の検索や修正・更新、都道府県との情報共有等を容易に行える、資料を保管するスペースが不要といった利点があります。一方、森林面積が小さい市町村においては、紙ベースの簿冊による管理とすることもできますが、将来的な台帳情報の活用や運用のコスト軽減の観点から電子化することが有効です。

(略)

(2) 林地台帳及び地図の記載事項

林地台帳に記載する事項は、「森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所」等改正森林法に規定されている事項に加え、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）等で規定されている事項が含まれます。林地台帳地図は林地台帳に記載した地番の位置を示す森林の土地に関する地図です。林地台帳及び地図の記載事項を表2-2-1に示します。

(略)

第2章. 林地台帳及び地図の運用の概要

2-1 (略)

2-2 林地台帳及び地図の内容

改正森林法では、森林法第5条に基づき都道府県がたてる地域森林計画の対象となっている民有林（以下「5条森林」という。）について、林地台帳及び地図を作成することとしています。

ここでは、林地台帳及び地図の記載内容を説明します。

(略)

(1) 林地台帳及び地図の管理形態

林地台帳及び地図は、電子データ又は簿冊で管理します。

電子データによる管理は、情報の検索や修正・更新、都道府県との情報共有等を容易に行える、資料を保管するスペースが不要といった利点があります。一方、森林面積が小さい市町村においては、紙ベースの簿冊による管理とすることも出来ますが、将来的な台帳情報の活用や運用のコスト軽減の観点から電子化することが有効です。

(略)

(2) 林地台帳及び地図の記載事項

林地台帳に記載する事項は、「森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所」等改正森林法に規定されている事項に加え、森林法施行規則（以下、省令）等で規定されている事項が含まれます。林地台帳地図は林地台帳に記載した地番の位置を示す森林の土地に関する地図です。林地台帳及び地図の記載事項を表2-2-1に示します。

(略)

1) 林地台帳

林地台帳の記載例を図 2-2-1 に示します。林地台帳に記載する際には、基本的には 1 地番ごとに 1 行で記載しますが、1 地番に対応する林小班番号が複数ある場合は、複数の行を設けて、対応する林小班番号ごとに記載します（図 2-2-1 ①林地台帳参照。3 行目：地番「2」－林小班「1 林小班イ 2」、4 行目：地番「2」－林小班「1 林小班イ 3」）。また、登記簿上の所有者又は現に所有している者・所有者とみなされる者について、複数の者による共有の場合は、別表の共有者の一覧に共有者それぞれの所有者情報を記載します（②林地台帳の別表 1、③林地台帳の別表 2 参照）。

また、所有者本人に提供する場合等には、1 地番を 1 枚の帳票にすることも出来ます。1 地番に複数の林小班番号がある場合や、複数の者による共有の場合があるので、それぞれ別表として記載します（図 2-2-2）。

（略）

表 2-2-2 林地台帳の記載方法

記載事項	説明と記載上の留意事項
（略）	（略）
現に所有している者 現に所有している者・所有者と見なされる者 (1) 氏名・名称	現に所有している者・所有者と見なされる者の氏

1) 林地台帳

林地台帳の記載例を図 2-2-1 に示します。林地台帳に記載する際には、基本的には 1 地番ごとに 1 行で記載しますが、1 地番に対応する林小班番号が複数ある場合は、複数の行を設けて、対応する林小班番号ごとに記載します（図 2-2-1 ①林地台帳参照。3 行目：地番「2」－林小班「1 林小班イ 2」、4 行目：地番「2」－林小班「1 林小班イ 3」）。また、登記簿上の所有者、又は、現に所有している者・所有者とみなされる者について、複数の者による共有の場合は、別表の共有者の一覧に共有者それぞれの所有者情報を記載します（②林地台帳の別表 1、③林地台帳の別表 2 参照）。

また、所有者本人に提供する場合等には、1 地番を 1 枚の帳票にすることも出来ます。1 地番に複数の林小班番号がある場合や、複数の者による共有の場合があるので、それぞれ別表として記載します（図 2-2-2）

（略）

表 2-2-2 林地台帳の記載方法

記載事項	説明と記載上の留意事項
（略）	（略）
現に所有している者 現に所有している者・所有者と見なされる者 (1) 氏名・名称	現に所有している者・所有者と見なされる者の氏

	名・名称を記載します。 <u>なお、住民票の写しの交付請求により情報を取得しており、森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所が DV 等支援措置対象者のものであることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載します。</u> <u>また、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、「林地台帳制度の運用について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第 8 の 3 に規定する方法により当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、「未確認」かつ、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者であることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載します。（DV 等支援措置対象者とは「住民基本台帳事務処理要領」（昭和 42 年 10 月 4 日付け法務省民事甲第 2671 号法務省民事局長、保発第 39 号厚生省保険局長、庁保発第 22 号社会保険庁年金保険部長、42 食糧業第 2668 号（需給）食糧庁長官及</u>			名・名称を記載します。	
--	--	--	--	--------------------	--

(2) 住所	<u>び自治振第 150 号自治省行政局長通知) 第 5 の 10 のドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置を受けている者をいう。)</u> 現に所有している者・所有者と見なされる者の住所を記載します。 <u>なお、住民票の写しの交付請求により情報を取得しており、森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所が DV 等支援措置対象者のものであることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載します。</u> <u>また、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、「林地台帳制度の運用について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第 8 の 3 に規定する方法により当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、「未確認」かつ、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者であることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者でないことを確認した場合に</u>		(2) 住所	現に所有している者・所有者と見なされる者の住所を記載します。	
---------------	--	--	---------------	---------------------------------------	--

(3)・(4) (5) 届出年月 日・記載日	は、第三者への提供が「可」である旨を記載しま す。 (略) 記載事由が森林の土地の所有者届出等の届出によ る場合は届出書の届出年月日を和暦で記載しま す。記載事由が住基ネットの利用による場合に は、利用した年月日を和暦で記載します。また、 記載事由が上記以外による場合には、情報元に所 有者名が記載された年月日を和暦で記載します。								
(略)	(略)								
6．公益的機能別 施業森林等 (1) 区分	(略) 筆別に公益的機能別施業森林等の区分を記載しま す。公益的機能別施業森林等の区分が“白地”の 場合は空白とします。重複指定がある場合は半角 「,」（カンマ）を区切り文字として列記しま す。表示する公益的機能別施業森林等の区分は略 称で示すことも可能とします。 <table><tr><td>(略) 名称</td><td>略称</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林</td><td>木</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略) 名称	略称	(略)	(略)	木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林	木	(略)	(略)
(略) 名称	略称								
(略)	(略)								
木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林	木								
(略)	(略)								
(2) 施業方法等									

(3)・(4) (5) 届出年月 日・記載日	(略) 記載事由が森林の土地の所有者届出等の届出によ る場合は届出書の届出年月日を和暦で示します。 記載事由が届出以外による場合には、情報元に所 有者名が記載された年月日を和暦で記載します。								
(略)	(略)								
6．公益的機能別 施業森林等 (1) 区分	(略) 筆別に公益的機能別施業森林等の区分を記載しま す。公益的機能別森林等の区分が“白地”の場合 は空白とします。重複指定がある場合は半角 「,」（カンマ）を区切り文字として列記しま す。表示する公益的機能別森林等の区分は略称で 示すことも可能とします。 <table><tr><td>名称</td><td>略称</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>木材生産機能の維持増進を図るための森林</td><td>木</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	名称	略称	(略)	(略)	木材生産機能の維持増進を図るための森林	木	(略)	(略)
名称	略称								
(略)	(略)								
木材生産機能の維持増進を図るための森林	木								
(略)	(略)								

	筆別に公益的機能別施業森林等内における施業の方法等を記載します。公益的機能別施業森林等の区分が“白地”の場合は空白とします。表示する施業方法等は略称で示すことも可能とします。 (略)		
(略)	(略)	(2) 施業方法等	筆別に公益的機能別施業森林等内における施業の方法等を記載します。公益的機能別森林等の区分が“白地”の場合は空白とします。表示する施業方法等は略称で示すことも可能とします。 (略)
別表2 現に所有している者・所有していると思われる者に係る共有者の一覧		(略)	(略)
(1) 氏名・名称	筆別・共有する者別に、現に所有している者・所有者と見なされる者の氏名・名称を記載します。 <u>なお、住民票の写しの交付請求により情報を取得しており、森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所がDV等支援措置対象者のものであることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載します。</u> <u>また、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、「林地台帳制度の運用について」（平成29年3月29日付け28林整計第395号林野庁長官通知。以下「長官通</u>	別表2 現に所有している者・所有していると思われる者に係る共有者の一覧	
		(1) 氏名・名称	筆別・共有する者別に、現に所有している者・所有者と見なされる者の氏名・名称を記載します。

	知」という。) 第8の3に規定する方法により当該森林の土地の所有者がDV等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、「未確認」かつ、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者であることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載します。(DV等支援措置対象者とは「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号(需給)食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知)第5の10のドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置を受けている者をいう。)			
(2)住所	筆別・共有する者別に、現に所有している者・所有者と見なされる者の住所を記載します。 <u>なお、住民票の写しの交付請求により情報を取得しており、森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所がDV等支援措置対象者のものであることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨</u>	(2)住所	筆別・共有する者別に、現に所有している者・所有者と見なされる者の住所を記載します。	

	<u>を記載します。</u> <u>また、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、「林地台帳制度の運用について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第 8 の 3 に規定する方法により当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、「未確認」かつ、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者であることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載します。</u>		
(3)	(略)	(3) (略)	(略)
(4) 届出年月日・ 記載年月日	記載事由が森林の土地の所有者届出等の届出による場合は、届出書の届出年月日を記載します。記載事由が <u>住基ネットの利用による場合には、利用した年月日を和暦で記載します。また、記載事由が上記以外による場合には、情報元に所有者名が記載された年月日を記載します。</u>	(4) 届出年月日・ 記載年月日	記載事由が森林の土地の所有者届出等の届出による場合は、届出書の届出年月日を記載します。記載事由が届出以外による場合には、情報元に所有者名が記載された年月日を記載します。
2) (略)		2) (略)	

2-3 電子データによる林地台帳及び地図の管理・活用に必要な情報処理機器等

(略)

(1) ソフトウェア

① 地理情報システム (GIS) の活用

GIS により、林地台帳と地図のデータの確認・加工を同時に行うことや、地籍図、地形図、空中写真等の地図や画像データと重ね合わせ、情報の分析や抽出・結合を行うことができます。

市町村においては、森林情報の管理に特化した森林 GIS や、ほか部署とも共有して様々な情報を管理する統合型 GIS 等が導入されているところが多くなっています。いずれの場合にあっても GIS ソフトウェアに林地台帳及び地図を管理するための機能を追加することで、地図上で指定した箇所の林地台帳を表示、林地台帳上で検索した地番の位置を地図上で表示する等の地図と台帳の相互検索が可能となります。これにより、情報の利用者が必要とする台帳及び地図の情報を効率的に取得することが可能となります。

(略)

② データベース管理ソフトウェア又は表計算ソフトウェアの活用

データベース管理ソフトウェアでは、地図情報の確認や加工等はできませんが、林地台帳情報の検索、修正・更新（地番関連情報、林小班関連情報、相関表のデータ等の修正・加除）、必要な情報の抽出、外部ファイルへの出力等を行うことができます。

森林面積が小さい、筆数が少ない場合は、表計算ソフトウェアによる管理も可能ですが、地番と林小班が1対1で対応していない場

2-3 電子データによる林地台帳及び地図の管理・活用に必要な情報処理機器等

(略)

(1) ソフトウェア

① 地理情報システム (GIS) の活用

GIS により、林地台帳と地図のデータの確認・加工を同時に行うことや、地籍図、地形図、空中写真等の地図や画像データと重ね合わせ、情報の分析や抽出・結合を行うことができます。

市町村においては、森林情報の管理に特化した森林 GIS や、ほか部署とも共有して様々な情報を管理する統合型 GIS 等が導入されているところが多くなっています。いずれの場合にあっても GIS ソフトウェアに林地台帳及び地図を管理するための機能を追加することで、地図上で指定した箇所の林地台帳を表示、又は、林地台帳上で検索した地番の位置を地図上で表示する等の地図と台帳の相互検索が可能となります。これにより、情報の利用者が必要とする台帳及び地図の情報を効率的に取得することが可能となります。

(略)

② データベース管理ソフトウェア又は表計算ソフトウェアの活用

データベース管理ソフトウェアでは、地図情報の確認や加工等はできませんが、林地台帳情報の検索、修正・更新（地番関連情報、林小班関連情報、相関表のデータ等の修正・加除）、必要な情報の抽出、外部ファイルへの出力等を行うことができます。

森林面積が小さい、筆数が少ない場合は、表計算ソフトウェアによる管理も可能ですが、地番と林小班が1対1で対応していない場

合や共有林が多くある場合は、情報の修正・更新等が複雑になるため、誤りが生じないように注意が必要です。

巻末に記載しているデータの仕様（資料Ⅰ）に基づき作成された林地台帳の電子データについては、林野庁が作成・配布する簡易な林地台帳管理プログラムによる管理が可能です。このプログラムでは、データベース管理ソフトウェアに対応したデータ形式のファイルを検索、修正・更新、外部出力等を行うことができます。

(2) (略)

(3) 電子データによる管理・活用にあたっての留意事項

① 個人情報の保護

林地台帳には個人情報が含まれることから、森林組合や林業事業者等の施業集約化の担い手へ情報提供する場合や、林地台帳及び地図の更新・修正作業を事業者に委託する場合にあっては、個人情報の安全管理が徹底されるよう指導する必要があります。

特に、事業者への業務委託に際しては、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督する必要があります。

なお、林地台帳に記載された個人情報を住民票の写しの交付請求により取得しており、DV等支援措置対象者のものであることを確認している場合には、本人及び公的機関（国、都道府県又は市町村内部）以外に提供されることがないように運用する必要があります。

（DV等支援措置対象者とは「住民基本台帳事務処理要領」（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政

合や共有林が多くある場合は、情報の修正・更新等が複雑になるため、誤りが生じないように注意が必要です。

巻末に記載しているデータの仕様（資料Ⅰ）に基づき作成された林地台帳の電子データについては、林野庁が作成・配布する簡易な林地台帳管理プログラムによる管理が可能です。このプログラムでは、データベース管理ソフトウェアに対応したデータ形式のファイルを検索、修正・更新、外部出力等を行うことが出来ます。

(2) (略)

(3) 電子データによる管理・活用にあたっての留意事項

① 個人情報の保護

林地台帳には個人情報が含まれることから、森林組合や林業事業者等の施業集約化の担い手へ情報提供する場合や、林地台帳及び地図の更新・修正作業を事業者に委託する場合にあっては、個人情報の安全管理が徹底されるよう指導する必要があります。

特に、事業者への業務委託に際しては、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督する必要があります。

局長通知) 第5の10のドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置を受けている者をいう。)

② (略)

2-4 (略)

第3章. 林地台帳及び地図の公表・情報提供

3-1 林地台帳及び地図の公表・情報提供の考え方
(略)

② (略)

2-4 (略)

第3章. 林地台帳及び地図の公表・情報提供

3-1 林地台帳及び地図の公表・情報提供の考え方
(略)

表 3-1-1 公表（閲覧）と情報提供の違い

	対象者	対象森林の範囲	対象とする項目	実施方法
公表	制限なし （閲覧申請のあった者）	制限なし （申請のあった範囲）	所有者の氏名、名称及び住所を除いた項目	窓口における閲覧を基本
情報提供	適切な森林施業の実施又は施業の集約化に資すると認められるもの		全ての項目 ※ただし、当該森林の土地の所有者への提供に当たっては、支援措置対象者本人になりすまして行う情報提供に対する提供を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないこととする。なお、以下の場合には本人以外の者に当該森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所の提供は行わない。（住民票の写しの交付請求により情報を取得しており、当該森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所がDV等支援措置対象者のものであることを確認した場合又は住基ネットを利用して当該森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、長官通知第3の3に規定する方法により確認をしていない場合））	書面もしくはデータによる提供
	・森林の土地の所有者、森林所有者又は森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者	対象森林に係る森林の土地に関する部分		
	・隣接する森林の土地の所有者、森林所有者又は森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者	対象者に係る森林の土地に隣接する部分		
	・経営計画の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者（同一都道府県の認定者に限る）	対象者に係る森林と同一の都道府県内の部分		
	・都道府県	当該都道府県内	全ての項目	
	・国	制限なし		

林地台帳及び地図の公表には、所有者の氏名・住所は含まれないものの、台帳や地図は不確実な部分もあることから情報の誤った利用を避ける必要があること、森林の保有・売買には制限がないことに留意する必要があること、から林地台帳の公表は、市町村窓口での閲覧を基本とし、閲覧を希望する場合は、申請書に、氏名、住所、利用目的等を記載し申請します。

また、林地台帳の情報提供については、所有者の氏名・住所といった個人情報を含む全ての林地台帳情報が提供の対象となることか

表 3-1-1 公表（閲覧）と情報提供の違い

	対象者	対象森林の範囲	対象とする項目	実施方法
公表	制限なし （閲覧申請のあった者）	制限なし （申請のあった範囲）	所有者の氏名、名称及び住所を除いた項目	窓口における閲覧を基本
情報提供	適切な森林施業の実施又は施業の集約化に資すると認められるもの		全ての項目	書面もしくはデータによる提供
	・森林の土地の所有者、森林所有者又は森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者	対象森林に係る森林の土地に関する部分		
	・隣接する森林の土地の所有者、森林所有者又は森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者	対象者に係る森林の土地に隣接する部分		
	・経営計画の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者（同一都道府県の認定者に限る）	対象者に係る森林と同一の都道府県内の部分		
	・都道府県	当該都道府県内		
	・国	制限なし		

林地台帳及び地図の公表には、所有者の氏名・住所は含まれないものの、台帳や地図は不確実な部分もあることから情報の誤った利用を避ける必要があること、森林の保有・売買には制限がないことに留意する必要があること、から林地台帳の公表は、市町村窓口での閲覧を基本とし、閲覧を希望する場合は、申請書に、氏名、住所、利用目的等を記載し申請します。

また、林地台帳の情報提供については、所有者の氏名・住所といった個人情報を含む全ての林地台帳情報が提供の対象となることか

ら、森林法施行令に基づき、森林の施業の集約化等のために、本人や隣接所有者、都道府県及び地域において施業集約化を行うことが確実な者等が申請する場合に限り行うこととします。

なお、代理人や委任を受けた者への対応は、自治体で解釈・対応が異なる場合があることから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び各自治体の条例を踏まえて対応してください。

3-2 林地台帳及び地図の公表 (略)

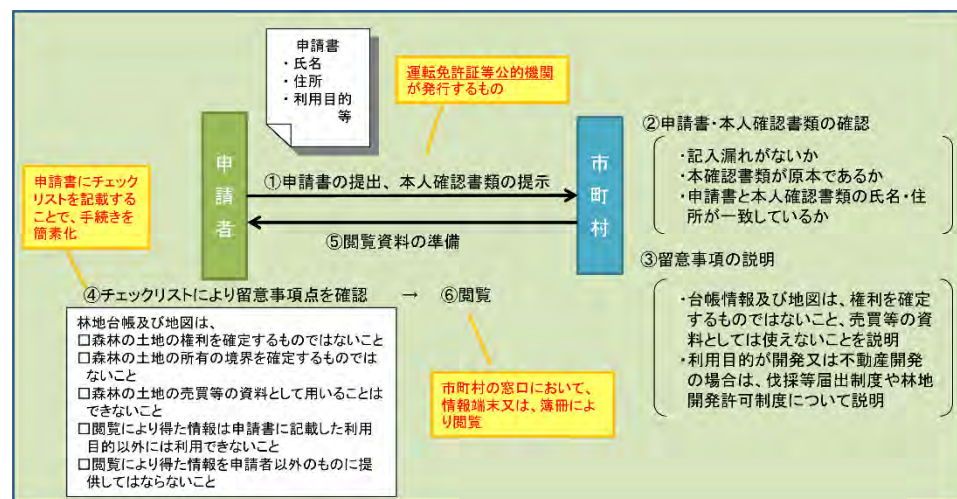


図 3-2-1 林地台帳及び地図の公表に関する事務処理の流れ

(1) 林地台帳及び地図の閲覧申請 (略)

① 申請書の作成・提出（申請者）

ら、森林法施行令に基づき、森林の施業の集約化等のために、本人や隣接所有者、都道府県及び地域において施業集約化を行うことが確実な者等が申請する場合に限り行うこととします。

なお、代理人や委任を受けた者への対応は、自治体で解釈・対応が異なる場合があることから、各自治体の条例を踏まえて対応してください。

3-2 林地台帳及び地図の公表 (略)

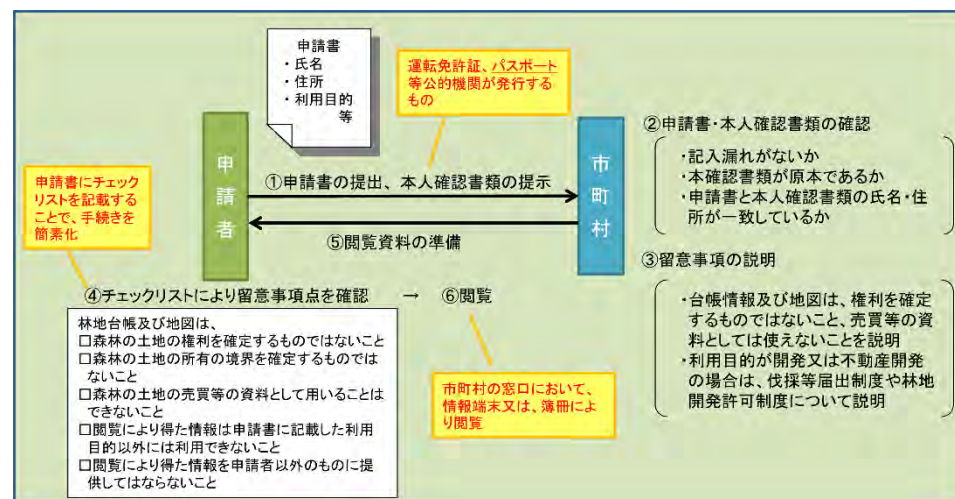


図 3-2-1 林地台帳及び地図の公表に関する事務処理の流れ

(1) 林地台帳及び地図の閲覧申請 (略)

① 申請書の作成・提出（申請者）

(略)

【本人確認書類の例】

本人確認書類の例	・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード(マイナンバーカード) (住所地の市区町村で発行) ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証	・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
	※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの (左記に掲げる書類を除く。)	など

② (略)

③ 申請者・本人確認書類の確認(市町村窓口担当者)

【閲覧までの処理期間】

閲覧申請の場合、市町村窓口で申請を受け取り、書類等に不備がないか確認した上で、留意事項について口頭で説明することとなります(閲覧申請に対しては、あらかじめ準備が整っている場合は当日に対応することができますが、準備に時間がかかる場合は申請者に説明して改めて来訪してもらうことも想定されます。)。

(2) 林地台帳及び地図の閲覧

申請書及び本人確認書類の確認後、書類に不備が無ければ、林地台帳及び地図の閲覧を希望する方に閲覧に当たっての留意事項を書面・口頭にて説明の上、必要に応じて閲覧の補助を行います。

個人情報である所有者の氏名・住所については、公表情報に含まれ

(略)

【本人確認書類の例】

本人確認書類の例	・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード(マイナンバーカード) (住所地の市区町村で発行) ・旅券(パスポート) ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書(注) (注)平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。	・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
	※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの (左記に掲げる書類を除く。)	など

② (略)

③ 申請者・本人確認書類の確認(市町村窓口担当者)

【閲覧までの処理期間】

閲覧申請の場合、市町村窓口で申請を受け取り、書類等に不備がないか確認した上で、留意事項について口頭で説明することとなります(閲覧申請に対しては、あらかじめ準備が整っている場合は当日に対応することが出来ませんが、準備に時間がかかる場合は申請者に説明して改めて来訪してもらうことも想定されます)。

(2) 林地台帳及び地図の閲覧

申請書及び本人確認書類の確認後、書類に不備が無ければ、林地台帳及び地図の閲覧を希望する方に閲覧に当たっての留意事項を書面・口頭にて説明の上、必要に応じて閲覧の補助を行います。

個人情報である所有者の氏名・住所については、公表情報に含まれ

ないため、個人情報[※]を非表示にする必要があります。個人の氏名・住所といった個人の権利利益を害する情報を除いた閲覧用の台帳を用意しておく方法や閲覧に供する情報端末に個人情報[※]を含まないデータのみを保存するといった方法をとらなかった場合、個人情報にマスクがされているか再確認してください。

(略)

【利用目的について】

開発目的等森林施業の集約化以外の目的で閲覧申請があった場合においては、目的により閲覧を拒むことはできませんが、森林法における林地開発許可制度等、法令に基づいた手続について説明してください。

3-3 林地台帳及び地図の情報提供

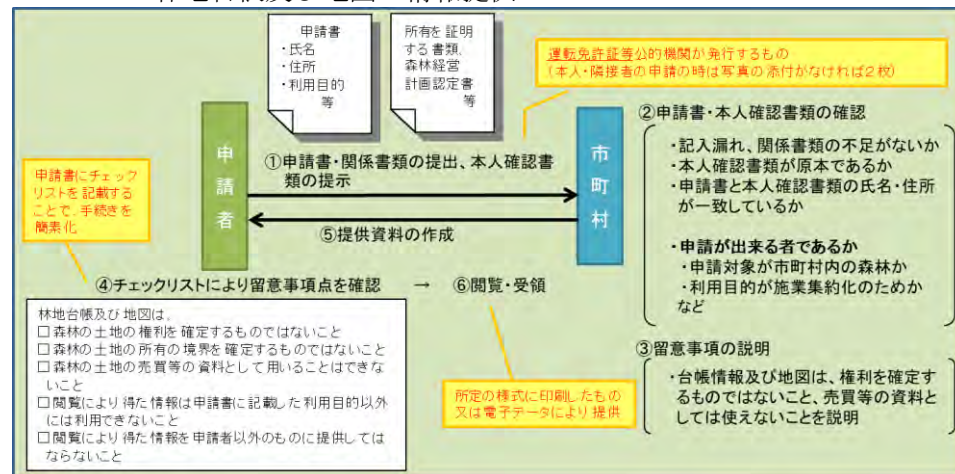


図 3-3-1 林地台帳及び地図の情報提供に関する事務処理

(略)

①～③ (略)

ないため、個人情報[※]を非表示にする必要があります。個人の氏名・住所といった個人の権利利益を害する情報を除いた閲覧用の台帳を用意しておく方法や閲覧に供する情報端末に個人情報[※]を含まないデータのみを保存するといった方法をとらなかった場合、個人情報にマスクがされているか再確認してください。

(略)

【利用目的について】

開発目的等森林施業の集約化以外の目的で閲覧申請があった場合においては、目的により閲覧を拒むことは出来ませんが、森林法における林地開発許可制度等、法令に基づいた手続について説明してください。

3-3 林地台帳及び地図の情報提供

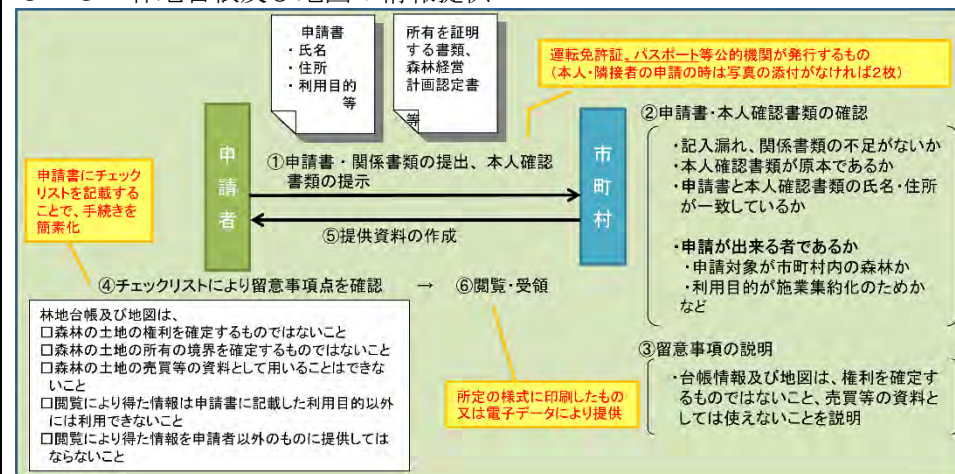


図 3-3-1 林地台帳及び地図の情報提供に関する事務処理

(略)

①～③ (略)

④ 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事
林地台帳の情報提供は、原則、全ての記載事項が提供対象になります。
そのため、林地台帳及び地図の情報提供により得た情報は申出書
に記載した使用目的以外には使用できないこと、申出者以外の者に提
供してはならないこと、提供情報をほかに漏らさず、秘密情報として
厳格に取り扱うこと、について申出者に適切に伝える必要があります。

なお、森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所を住民票の写しの
交付請求により取得しており、当該森林の土地の所有者の氏名・名称
及び住所が DV 等支援措置対象者のものであることを確認した場合に
は、当該森林の土地の所有者及び森林法施行令第 10 条第 4 号に掲げ
る者以外には提供できません。

また、森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象であった場合、本人
への提供に当たっては、支援措置対象者本人になりすまして行う情報
提供に対する提供を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による
請求を認めないものとします。（森林の土地の所有者の氏名・名称及
び住所を住民票の写しの交付請求により取得しており、当該森林の土
地の所有者の氏名・名称及び住所が DV 等支援措置対象者のものである
ことを確認した場合又は住基ネットを利用して森林の土地の所有者の
情報の提供を受けており、かつ、長官通知第 8 の 3 に規定する方法に
より当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象者であるかどうか
を確認していない場合には、当該森林の土地の所有者及び森林法施行
令第 10 条第 4 号に掲げる者以外に提供しないこととしているため。）

（略）

（１）所有者本人が所有する森林を確認する場合・隣接の所有者を確認す

④ 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事
林地台帳の情報提供は、原則、全ての記載事項が提供対象になりま
す。そのため、林地台帳及び地図の情報提供により得た情報は申出書
に記載した使用目的以外には使用できないこと、申出者以外の者に提
供してはならないこと、提供情報をほかに漏らさず、秘密情報として
厳格に取り扱うこと、について申出者に適切に伝える必要があります。

（略）

（１）所有者本人が所有する森林を確認する場合・隣接の所有者を確認す

る場合（森林の施業又は経営の委託を受けている者を含む。）
（略）

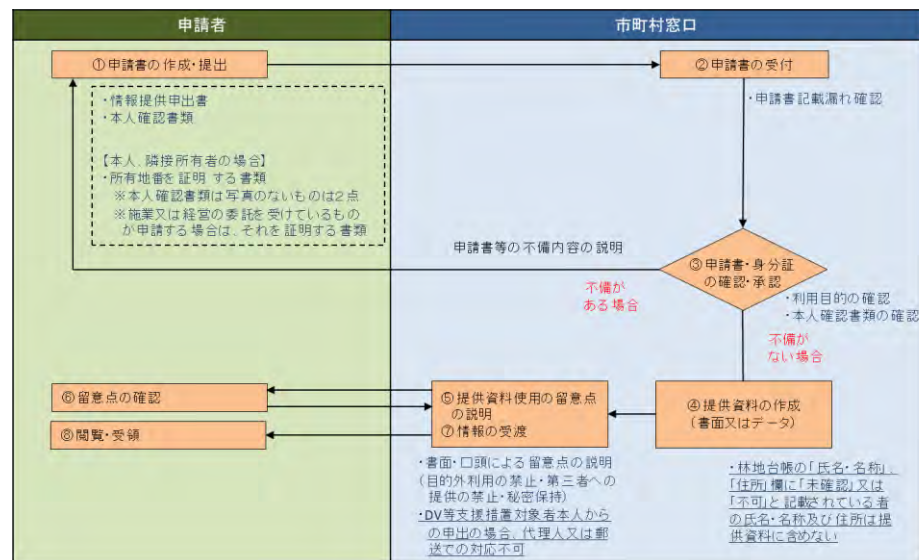


図 3 - 3 - 2 林地台帳及び地図の情報提供に関する事務処理の流れ
（所有者本人、隣接所有者等による申出の場合）

① 申出書の作成・提出（申出者）

情報提供の申出者は、市町村窓口を設置する「林地台帳情報提供依頼申出書」（申出書の様式は資料Ⅳを参照）を記入し、本人確認書類（本人確認書類の例は下記を参照）、所有する地番を証明する書類（所有地番を証明する書類の例は下記を参照）と一緒に窓口提出（本人確認書類は提示）します。森林の土地の所有者又は森林の所有者から森林の施業又は経営の委託を受けている者が申出を行う場合、委託を受けていることの証明書もあわせて提出します。

る場合（森林の施業又は経営の委託を受けている者を含む）
（略）

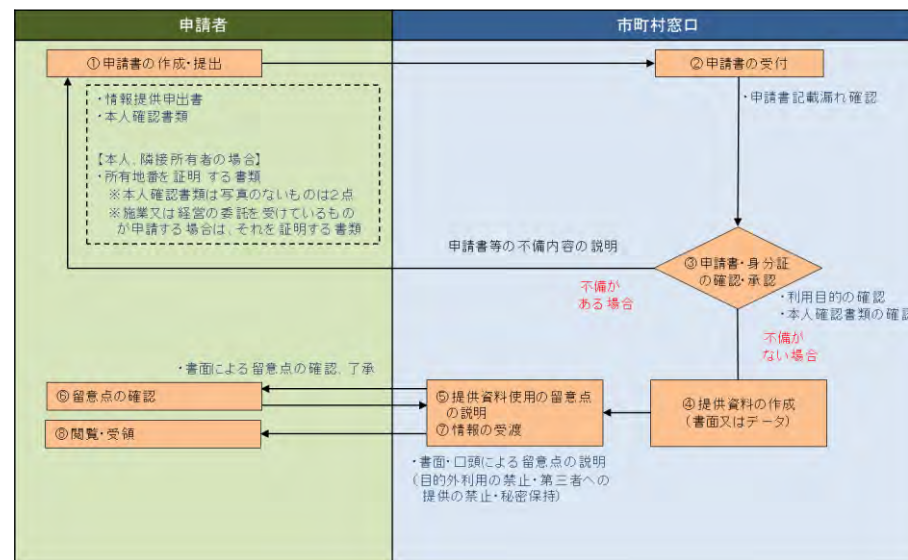


図 3 - 3 - 2 林地台帳及び地図の情報提供に関する事務処理の流れ
（所有者本人、隣接所有者等による申出の場合）

① 申出書の作成・提出（申出者）

情報提供の申出者は、市町村窓口を設置する「林地台帳情報提供依頼申出書」（申出書の様式は資料Ⅳを参照）を記入し、本人確認書類（本人確認書類の例は下記を参照）、所有する地番を証明する書類（所有地番を証明する書類の例は下記を参照）と一緒に窓口提出（本人確認書類は提示）します。森林の土地の所有者又は森林の所有者から森林の施業又は経営の委託を受けている者が申出を行う場合、委託を受けていることの証明書もあわせて提出します。

また、申出者が法人の場合には、当該法人が森林を所有していることを証明する書類、申出書を提出する者が当該法人に属することを証明する書類、申出書を提出する者の本人確認書類を提示します。なお、本人確認書類は原本とし、コピーは受け付けません（写真のないものは2種類）。申出者が会社・団体の長（森林組合長・代表取締役等）で、実際に窓口を訪れるのは担当者（従業員等）の場合、その組織と担当者の関係を証する書類（委任状等）の添付が必要となります。

相続人は森林の土地の所有者本人であり、情報提供を受けることが可能である場合、遺産分割協議書や除籍・戸籍謄本、改製原戸籍謄本等の添付をすることで申出ができます。

電子データでの提供を希望する場合、記録媒体（CD-R、USBメモリ等）を提出する等、各市町村での情報提供の仕方によって、申出者に対するルールを決定してください。

また、申出者が法人の場合には、当該法人が森林を所有していることを証明する書類、申出書を提出する者が当該法人に属することを証明する書類、申出書を提出する者の本人確認書類を提示します。なお、本人確認書類は原本とし、コピーは受け付けません（写真のないものは2種類）。申出者が会社・団体の長（森林組合長・代表取締役等）で、実際に窓口を訪れるのは担当者（従業員等）の場合、その組織と担当者の関係を証する書類（委任状等）の添付が必要となります。

相続人は森林の土地の所有者本人であり、情報提供を受けることが可能であり、その場合、遺産分割協議書や除籍・戸籍謄本、改製原戸籍謄本等の添付をすることで申出ができます。

電子データでの提供を希望する場合、記録媒体（CD-R、USBメモリ等）を提出するなど、各市町村での情報提供の仕方によって、申出者に対するルールを決定してください。

【本人確認書類の例】

	1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
本人確認書類の例	・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード(マイナンバーカード)(住所地の市区町村で発行) ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書(注) (注)平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。 など	・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。) など
	※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。 「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できる書類のみが2枚以上あっても確認できませんのでご注意ください。	

② (略)

③ 申出書・本人確認書類の確認(市町村窓口担当者)
(略)

【隣接であることの確認】

林地台帳地図に地番界が記載されている場合、接している地番情報の提供を行うことは可能です。地番界が記載されていない場合、林地台帳の情報では隣接所有者であるか判断できないため情報提供できません。ただし、地番と林小班の関係が明らかで森林計画図上で隣接すると認められる場合等については、隣接所有者への情報提供は可能です。

(略)

【申出者の情報と林地台帳の情報が錯誤等により異なる場合の対応】

当該土地の所有権を有していることを証する書面(申出に係る森

【本人確認書類の例】

	1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
本人確認書類の例	・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード(マイナンバーカード)(住所地の市区町村で発行) ・旅券(パスポート) ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書(注) (注)平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。 など	・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。) など
	※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。 「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できる書類のみが2枚以上あっても確認できませんのでご注意ください。	

② (略)

③ 申出書・本人確認書類の確認(市町村窓口担当者)
(略)

【隣接であることの確認】

林地台帳地図に地番界が記載されている場合、接している地番情報の提供を行うことは可能です。地番界が記載されていない場合、林地台帳の情報では隣接所有者であるか判断できないため情報提供出来ません。ただし、地番と林小班の関係が明らかで森林計画図上で隣接すると認められる場合等については、隣接所有者への情報提供は可能です。

(略)

【申出者の情報と林地台帳の情報が錯誤等により異なる場合の対応】

当該土地の所有権を有していることを証する書面(申出に係る森

林の土地の登記事項証明書、遺産分割協議の目録、固定資産課税証明書の写し等）により確認できた場合、台帳情報を提供し、修正申出の提出を依頼します。

④ 情報提供資料の作成（書面又はデータの作成）（市町村窓口担当者）

市町村窓口担当者は申出書に記載された情報提供対象範囲及び提供資料の形式に基づき、提供用の林地台帳及び地図を作成します。提供資料の形式は、所定の様式に印刷したもの（図 2-2-1）又は電子データとします。

なお、隣接所有者からの申出に基づく提供資料の作成に当たっては、林地台帳の記載事項の「氏名・名称」及び「住所」を確認し、「未確認」又は「不可」と記載されている者の森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所については、提供資料に含めないものとし、（森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所を住民票の写しの交付請求により取得しており、当該森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所が DV 等支援措置対象者のものであることを確認した場合又は住基ネットを利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、長官通知第 8 の 3 に規定する方法により当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、当該森林の土地の所有者及び森林法施行令第 10 条第 4 号に掲げる者以外に提供しないこととしているため。）。

⑥ 提供資料使用の留意事項の説明、受渡（市町村窓口担当者）

市町村窓口担当者は、申出者が提供資料に係る留意事項について了承している旨の書面の提出を受け、内容を確認し、再度口頭で説

林の土地の登記事項証明書、遺産分割協議の目録、固定資産課税証明書の写し等）により確認出来た場合、台帳情報を提供し、修正申出の提出を依頼します。

④ 情報提供資料の作成（書面又はデータの作成）（市町村窓口担当者）

市町村窓口担当者は申出書に記載された情報提供対象範囲及び提供資料の形式に基づき、提供用の林地台帳及び地図を作成します。提供資料の形式は、所定の様式に印刷したもの（図 2-2-1）又は電子データとします。

⑥ 提供資料使用の留意事項の説明、受渡（市町村窓口担当者）

市町村窓口担当者は、申出書が提供資料に係る留意事項について了承している旨の書面の提出を受け、内容を確認し、再度口頭で説

明の上、提供資料を申出者に渡します。

なお、DV 等支援措置対象者本人からの情報提供の申出の場合、支援措置対象者本人になりすまして行う情報提供を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による提供はできません。

(2) 森林組合や林業事業体等の担い手（森林経営計画の認定森林所有者）が更なる施業集約化を行う場合
(略)

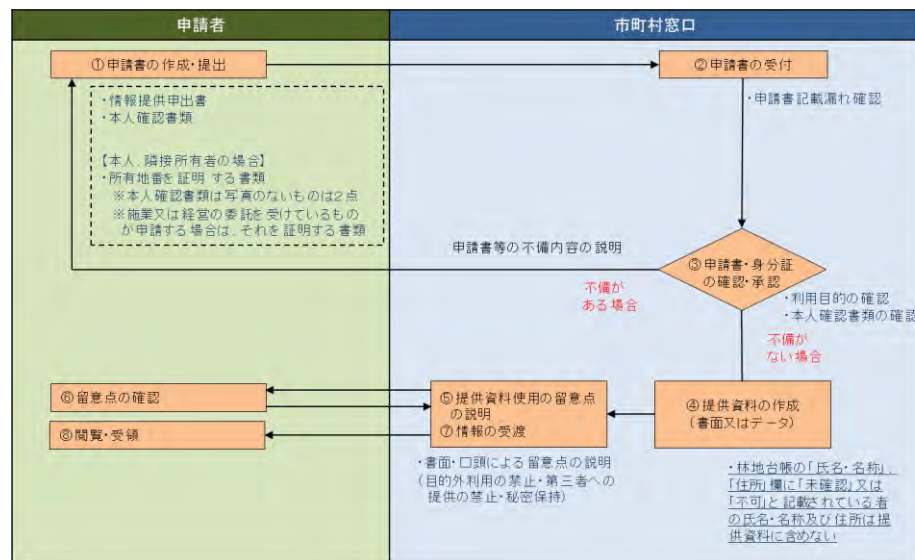


図 3 - 3 - 3 林地台帳及び地図の情報提供に関する事務処理の流れ
(施業集約化の担い手が申出する場合)

①～③ (略)

④ 情報提供資料の作成

市町村窓口担当者は申出書に記載された情報提供対象範囲及び提

明の上、提供資料を申出者に渡します。

(2) 森林組合や林業事業体等の担い手（森林経営計画の認定森林所有者）が更なる施業集約化を行う場合
(略)

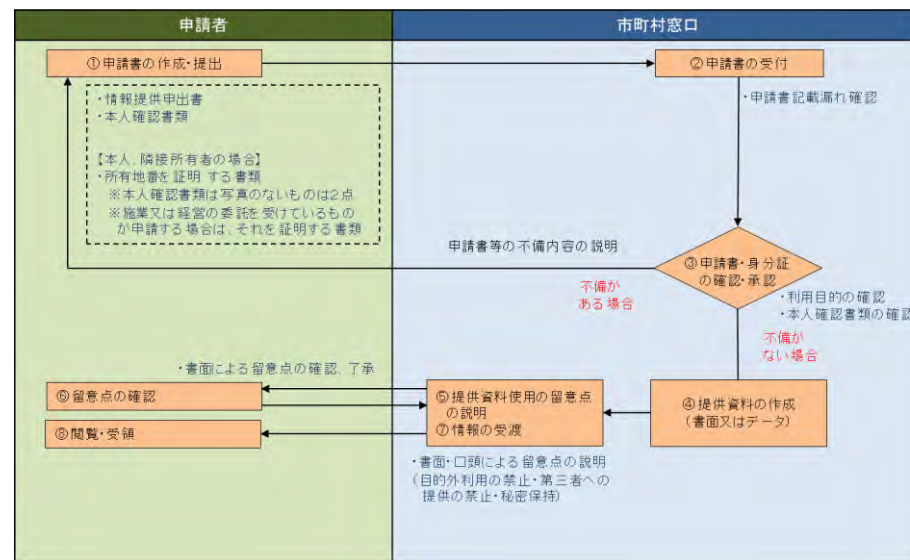


図 3 - 3 - 3 林地台帳及び地図の情報提供に関する事務処理の流れ
(施業集約化の担い手が申出する場合)

①～③ (略)

④ 情報提供資料の作成

市町村窓口担当者は申出書に記載された情報提供対象範囲及び提

供資料の形式に基づき、提供用の林地台帳及び地図を作成します。
提供資料の形式は、所定の様式に印刷したもの（図 2－2－1）又は電子データとします。

なお、提供資料の作成に当たっては、林地台帳の記載事項の「氏名・名称」及び「住所」を確認し、「未確認」又は「不可」と記載されている者の森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所については、提供資料に含めないものとします（森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所を住民票の写しの交付請求により取得しており、当該森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所が DV 等支援措置対象者のものであることを確認した場合又は住基ネットを利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、長官通知第 8 の 3 に規定する方法により当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、当該森林の土地の所有者及び森林法施行令第 10 条第 4 号に掲げる者以外に提供しないこととしているため。）。

3－4 （略）

第 4 章. 林地台帳及び地図の修正・更新

4－1 （略）

4－2 届出・申出による修正・更新
（略）

（1）本人の修正申出による修正

- ① 申出書の作成・提出（所有者本人）
（略）

供資料の形式に基づき、提供用の林地台帳及び地図を作成します。
提供資料の形式は、所定の様式に印刷したもの（図 2－2－1）又は電子データとします。

3－4 （略）

第 4 章. 林地台帳及び地図の修正・更新

4－1 （略）

4－2 届出・申出による修正・更新
（略）

（1）本人の修正申出による修正

- ① 申出書の作成・提出（所有者本人）
（略）

【本人確認書類の例】	【本人確認書類の例】
本人確認書類の例 ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード（マイナンバーカード）（住所地の市区町村で発行） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書（注） （注）平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。 ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※ 学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。） など	本人確認書類の例 ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード（マイナンバーカード）（住所地の市区町村で発行） ・旅券（パスポート） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書（注） （注）平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。 ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※ 学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。） など
②～⑥ （略） （２）・（３）（略） ４－３ 定期的な情報更新 （略） （１）・（２）（略） （３）地籍調査実施情報による更新 １）地籍簿及び地籍図による更新対象の特定 地籍簿は、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第2条第2項により筆毎の土地の所在、地番、地目、地積、所有者の住所、氏名・名称が記載された簿冊です。 地籍図は、同項により筆毎の土地の境界線及び地番が示された地図です。 地籍簿に示された土地の所在、地番並びに地籍図に示された土地の境界線及び地番から林地台帳地図上で特定した地番により、林地	②～⑥ （略） （２）・（３）（略） ４－３ 定期的な情報更新 （略） （１）・（２）（略） （３）地籍簿及び地籍図による更新対象の特定 １）地籍簿及び地籍図による更新対象の特定 地籍簿は、国土調査法施行令（昭・27・3・31政令第59号）第2条第2項により筆毎の土地の所在、地番、地目、地積、所有者の住所、氏名・名称が記載された簿冊です。 地籍図は、同項により筆毎の土地の境界線及び地番が示された地図です。 地籍簿に示された土地の所在、地番並びに地籍図に示された土地の境界線及び地番から林地台帳地図上で特定した地番により、林地

台帳の所在情報を検索し、更新対象とする行を特定します。 2) (略) (4) 住民基本台帳等による更新 市町村担当部局より定期的に情報の提供を<u>受ける又は市町村林務担当部局が住基ネットを利用し、得た情報を利用して</u>、林地台帳の情報を更新します。住民基本台帳の情報は、住民基本台帳法第 11 条の規定に基づき、市町村の業務を遂行するにあたり、活用することができることとされており、市町村内の住所の異動やほか市町村への転出先を把握することが可能です。<u>また、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 10 及び 30 条の 12 の規定に基づく法別表第 2 及び第 4 に、林地台帳の作成に関する事務が位置づけられたことにより、活用することができることとされており、市町村内の住所の異動や他の市町村への転出先を把握することが可能です。</u> 1) 住民基本台帳による更新対象の特定 一定期間に市町村で異動<u>又は他の市町村への転出があった者について</u>、市町村担当部局から情報を取得し、林地台帳情報と突合し、更新対象を特定します。 2) (略) 3) <u>住基ネットを利用する場合の取扱い</u> <u>市町村は、住基ネットの利用により林地台帳の森林の土地の所有者の情報を更新し、当該情報を内部利用することが可能となりましたが、住基ネットの利用により更新した林地台帳の森林の土地の所有者の情報について、当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対</u>	台帳の所在情報を検索し、更新対象とする行を特定します。 2) (略) (4) 住民基本台帳による更新 市町村担当部局より定期的に情報の提供を<u>受ける</u>、得た情報を利用して、林地台帳の情報を更新します。住民基本台帳の情報は、住民基本台帳法第 11 条の規定に基づき、市町村の業務を遂行するにあたり、活用することができることとされており、市町村内の住所の異動やほか市町村への転出先を把握することが可能です。 1) 住民基本台帳による更新対象の特定 一定期間に市町村で異動<u>及びほか市町村への転出があった者について</u>、市町村担当部局から情報を取得し、林地台帳情報と突合し、更新対象を特定します。 2) (略) (新設)
---	--

象者であるかどうかを確認するまでは第三者に提供しないものとして
ています。

このため、当該情報を第三者に提供するためには、併せて住民票
の写しの交付請求を行い、DV等支援措置対象者であるかどうかを
確認することが必要です。

なお、住民票の写しの交付請求をしない場合は、直接本人に対し
て第三者提供に係る同意を取得することも可能です。（DV等支援
措置対象者とは「住民基本台帳事務処理要領」（昭和42年10月4
日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省
保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第
2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通
知）第5の10のドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為
等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置
を受けている者をいう。）

4) 住基ネットによる更新対象の特定

一定期間に市町村で異動又は他の市町村への転出があった者につ
いて、住基ネットを閲覧することにより情報を取得し、林地台帳と
突合することで、更新対象を特定します。

5) 住基ネットによる林地台帳記載事項の更新

「登記簿上の所有者」又は「現に所有している者」欄に記載され
ている氏名、住所が、異動又は転出前の氏名、住所と一致している
場合、住基ネットの情報をもとに、「現に所有している者」欄の氏
名、住所を記載します。更新内容を表4-3-3に示します。

(新設)

(新設)

表 4－3－3 住民基本台帳等による林地台帳記載事項の更新内容

林地台帳記載項目		住民基本台帳等による更新方法
現に所有している者・所有者と見なされる者	氏名・名称	住民基本台帳又は住基ネットに基づき所有者氏名を修正する。 なお、住民票の写しの交付請求により情報を取得しており、<u>森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所が DV 等支援措置対象者のものであることを確認した場合</u>には、<u>第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者でないことを確認した場合</u>には、<u>第三者への提供が「可」である旨を記載する。</u> また、<u>住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、「林地台帳制度の運用について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号 林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第 8 の 3 に規定する方法により当該森林の土地の所有者が DV 等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、「未確認」かつ、第三者への提供が「不</u>

表 4－3－3 住民基本台帳による林地台帳記載事項の更新内容

林地台帳記載項目		住民基本台帳による更新方法
現に所有している者・所有者と見なされる者	氏名・名称	住民基本台帳に基づき所有者氏名を修正する。

		<u>可」である旨を、DV 等支援措置対象者であることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV 等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載する。</u> <u>(DV 等支援措置対象者とは「住民基本台帳事務処理要領」(昭和 42 年 10 月 4 日付け法務省民事甲第 2671 号法務省民事局長、保発第 39 号厚生省保険局長、庁保発第 22 号社会保険庁年金保険部長、42 食糧業第 2668 号(需給)食糧庁長官及び自治振第 150 号自治省行政局長通知)第 6 の 10 のドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置を受けている者をいう。)</u>			
	住所	住民基本台帳又は住基ネットに基づき所有者住所を修正する。 <u>なお、住民票の写しの交付請求により情報を取得しており、森林の土地の所有者の氏名・名称及び住所が DV 等支援措置対象者のものであることを確認した場合には、第三者への提</u>		住所	住民基本台帳に基づき所有者住所を修正する。

		供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載する。 また、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、「林地台帳制度の運用について」（平成29年3月29日付け28林整計第395号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第8の3に規定する方法により当該森林の土地の所有者がDV等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、「未確認」かつ、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者であることを確認した場合には、第三者への提供が「不可」である旨を、DV等支援措置対象者でないことを確認した場合には、第三者への提供が「可」である旨を記載する。			
	記載事由	「住民基本台帳」又は「住基ネット」を記載する。		記載事由	「住民基本台帳」を記載する。

	届出年月日・記載 年月日	<u>住民基本台帳に基づく更新の場合、</u> 更新対象の行に更新日を記載する。 <u>住基ネットを利用した場合、利用し</u> <u>た日付を記載する</u>
(5) (略) (6) 森林経営計画の認定による更新 (略) 1) 森林経営計画書及び添付書類による更新対象の特定 森林経営計画書の森林の現況及び伐採計画等の様式に示された計画対象森林の所在、<u>地番及び森林経営計画書の添付資料</u>として提出される図面（森林経営計画の対象森林を森林計画図に移写したもの）に示された対象森林の位置から林地台帳地図上で特定した地番により、林地台帳の所在情報を検索し、更新対象とする行を特定します。 2) (略) (7) 地域森林計画対象森林の区域の変更による更新 都道府県による地域森林計画の編成において、地域森林計画対象森林（5条森林）からの除外（森林外の土地への異動）又は新たに編入（森林外の土地からの森林への異動）が生じた場合、5条森林の区域が変更されるため、林地台帳の管理対象とする情報の見直しが必要となります。また、都道府県による地域森林計画の編成において、伐採や造林、分班（林小班の分割）、統合（林小班の統合）等に伴い森林簿の林小班番号に変更が生じる場合、林地台帳における地番関連情報と		
	届出年月日・記載 年月日	更新対象の行に更新日を記載する。
(5) (略) (6) 森林経営計画の認定による更新 (略) 1) 森林経営計画書及び添付書類による更新対象の特定 森林経営計画書の森林の現況及び伐採計画等の様式に示された計画対象森林の所在、<u>地番、及び、森林経営計画書の添付資料</u>として提出される図面（森林経営計画の対象森林を森林計画図に移写したもの）に示された対象森林の位置から林地台帳地図上で特定した地番により、林地台帳の所在情報を検索し、更新対象とする行を特定します。 2) (略) (7) 地域森林計画対象森林の区域の変更による更新 都道府県による地域森林計画の編成において、地域森林計画対象森林（5条森林）からの除外（森林外の土地への異動）又は新たに編入（森林外の土地からの森林への異動）が生じた場合、5条森林の区域が変更されるため、林地台帳の管理対象とする情報の見直しが必要となります。また、都道府県による地域森林計画の編成において、伐採や造林、分班（林小班の分割）、統合（林小班の統合）等に伴い森林簿の林小班番号に変更が生じる場合、林地台帳における地番関連情報と		

林小班関連情報の対応付けを見直す必要があります。そのため、都道府県において5条森林からの除外及び編入の対象の林地の林小班番号、区域及び林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号を記録し、市町村に提供する必要があります。

一方、市町村が入手した情報による地番情報の変更内容についても、林地台帳における地番関連情報と林小班関連情報の対応付けに変更が生じるものについては、都道府県に提供し、林小班番号と地番情報の対応付けの情報を都道府県と共有し、維持するための取り組みが必要となります。都道府県による林小班番号の変更情報及び市町村による地番の変更情報を相互に提供する流れを図4-3-1に示します。

1) 林地台帳情報の更新のための都道府県の作業

都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の編成時に生じる5条森林からの除外および編入の対象の林地の林小班番号及び区域を記録します。

また、伐採や造林、分班（林小班的分割）、統合（林小班的統合）等に伴い森林簿の林小班番号に変更が生じる場合、当該森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号を対応付けて記録します。

都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の樹立後、当該計画区の編成において生じた5条森林からの除外及び編入の対象の林地の林小班番号、区域及び林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号の記録を市町村に提供します。

林小班関連情報の対応付けを見直す必要があります。そのため、都道府県において5条森林からの除外及び編入の対象の林地の林小班番号及び区域、及び、林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号を記録し、市町村に提供する必要があります。

一方、市町村が入手した情報による地番情報の変更内容についても、林地台帳における地番関連情報と林小班関連情報の対応付けに変更が生じるものについては、都道府県に提供し、林小班番号と地番情報の対応付けの情報を都道府県と共有し、維持するための取り組みが必要となります。都道府県による林小班番号の変更情報、及び、市町村による地番の変更情報を相互に提供する流れを図4-3-1に示します。

1) 林地台帳情報の更新のための都道府県の作業

都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の編成時に生じる5条森林からの除外および編入の対象の林地の林小班番号及び区域を記録します。

また、伐採や造林、分班（林小班的分割）、統合（林小班的統合）等に伴い森林簿の林小班番号に変更が生じる場合、当該森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号を対応付けて記録します。

都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の樹立後、当該計画区の編成において生じた5条森林からの除外及び編入の対象の林地の林小班番号及び区域及び林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号の記録を市町村に提供します。

都道府県より提供する記録の例を表4-3-5に示します。

2) 都道府県からの提供情報による林地台帳の更新

都道府県から提供される5条森林の除外及び編入した林地の林小班番号、区域及び林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号の記録に基づき、林地台帳を更新します。

都道府県から提供される記録による林地台帳の記載事項の更新内容を表4-3-6に示します。

3) 市町村における地番情報の変更内容の都道府県への提供

林小班番号と地番情報の対応付けを含めて記録するための情報として、市町村が入手した情報による地番情報の変更内容を都道府県と共有する必要があります。

市町村が入手した情報による地番情報の変更内容は、地番の分合筆及び地番と林小班の対応付けの見直しの結果等が該当します(表4-3-7)。

4) (略)

(8) (略)

(9) 経営管理権集積計画作成事務に基づく更新

森林経営管理制度に基づく経営管理意向調査又は探索により森林所有者が判明し、経営管理権集積計画を定めた場合又は森林所有者が森林所有者であることを証する書類を添付し、経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出てきた場合には、林地台帳の現所有者の記載事

都道府県より提供する記録の例を表4-3-5に示します。

2) 都道府県からの提供情報による林地台帳の更新

都道府県から提供される5条森林の除外及び編入した林地の林小班番号、及び区域、及び、林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号の記録に基づき、林地台帳を更新します。

都道府県から提供される記録による林地台帳の記載事項の更新内容を表4-3-6に示します。

3) 市町村における地番情報の変更内容の都道府県への提供

林小班番号と地番情報の対応付けを含めて記録するための情報として、市町村が入手した情報による地番情報の変更内容を都道府県と共有する必要があります。

市町村が入手した情報による地番情報の変更内容は、地番の分合筆、及び、地番と林小班の対応付けの見直しの結果等が該当します(表4-3-7)。

4) (略)

(8) (略)

(9) 経営管理権集積計画作成事務に基づく更新

森林経営管理制度に基づく経営管理意向調査若しくは又は探索により森林所有者が判明し、経営管理権集積計画を定めた場合若しくは森林所有者が森林所有者であることを証する書類を添付し、経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出てきた場合には、林地台帳の現所

項を更新します。なお、経営管理権集積計画を定めない場合であっても、経営管理意向調査又は探索により森林所有者が判明した際には、森林所有者に対して林地台帳の修正を申し出るよう促す等により、林地台帳を修正するようにして下さい。また、任意記載事項として「森林経営管理制度の進捗状況」の項目を設定した場合には、意向調査の実施、経営管理権や経営管理実施権の設定に応じて、情報を更新します。 4－4 （略） 4－5 林地台帳地図の更新 （略） （1）（略） （2）5条森林の区域の変更による更新 1）林地台帳地図の更新のための都道府県の作業 都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の編成時に生じる5条森林からの除外及び編入の対象の林地の林小班番号及び区域を記録します。 都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の樹立後、当該計画区の編成において生じた5条森林からの除外及び編入の対象の林地の林小班番号及び区域の記録を市町村に提供します（表4－3－5、図4－5－2）。 2）（略） （3）5条森林の区域内での変更による更新 1）（略） 2）都道府県の提供情報による林地台帳地図の更新	有者の記載事項を更新します。なお、経営管理権集積計画を定めない場合であっても、経営管理意向調査又は探索により森林所有者が判明した際には、森林所有者に対して林地台帳の修正を申し出るよう促す等により、林地台帳を修正するようにして下さい。また、任意記載事項として「森林経営管理制度の進捗状況」の項目を設定した場合には、意向調査の実施、経営管理権や経営管理実施権の設定に応じて、情報を更新します。 4－4 （略） 4－5 林地台帳地図の更新 （略） （1）（略） （2）5条森林の区域の変更による更新 1）林地台帳地図の更新のための都道府県の作業 都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の編成時に生じる5条森林からの除外および編入の対象の林地の林小班番号及び区域を記録します。 都道府県の地域森林計画編成担当者は、地域森林計画の樹立後、当該計画区の編成において生じた5条森林からの除外及び編入の対象の林地の林小班番号及び区域の記録を市町村に提供します（表4－3－5、図4－5－2）。 2）（略） （3）5条森林の区域内での変更による更新 1）（略） 2）都道府県の提供情報による林地台帳地図の更新
--	---

都道府県から提供される森林計画図及び林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号の記録に基づき、林地台帳地図を更新します。

(4) ・ (5) (略)

第5章. 市町村事務における活用

林地台帳に記載された森林の土地の所有者情報は、伐採等届出制度等記載内容の確認や、無届伐採等に対する森林所有者への適切な対応を行うために活用できます。また、林地台帳に森林の土地の所有者届出や境界明確化事業の成果を記載することで、所有者情報の管理と活用を図ることができます。さらに、市町村内の他部署と共有することで市町村行政の効率化を図ることができます。

本章では、林地台帳及び地図について、市町村事務における活用方法を説明します。

5-1 市町村における森林・林業行政事務への活用

(1) 伐採等届出制度における活用

(略)

①～③ (略)

④ 添付書類としての活用

令和4年4月1日より伐採届の添付書類が統一されましたが、そのうちの「届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）」届出者と林地台帳等の森林の土地の所有者が同一の場合には、「森林法施行規則第9条第3項第4号に掲げる書類は林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により代替できるも

都道府県から提供される森林計画図、及び、林小班番号に変更が生じた森林の変更前の林小班番号と変更後の林小班番号の記録に基づき、林地台帳地図を更新します。

(4) ・ (5) (略)

第5章. 市町村事務における活用

林地台帳に記載された森林の土地の所有者情報は、伐採等届出制度等記載内容の確認や、無届伐採等に対する森林所有者への適切な対応を行うために活用できます。また、林地台帳に森林の土地の所有者届出や境界明確化事業の成果を記載することで、所有者情報の管理と活用を図ることができます。更に、市町村内の他部署と共有することで市町村行政の効率化を図ることができます。

本章では、林地台帳及び地図について、市町村事務における活用方法を説明します。

5-1 市町村における森林・林業行政事務への活用

(1) 伐採等届出制度における活用

(略)

①～③ (略)

(新設)

のとされています。

(2) ～ (5) (略)

5-2・5-3 (略)

第7章. 林地台帳情報の保護

7-1 情報セキュリティ対策

(1) 電子データの保護・保全

① 情報端末

(略)

② アクセス制限

(略)

③ ウィルス・スパイウェア対策

(略)

④ データの受け渡し

(略)

⑤ データの持ち出し

(略)

⑥ データの出力

(略)

⑦ バックアップ

(略)

⑧ 廃棄

(略)

(2) ・ (3) (略)

(2) ～ (5) (略)

5-2・5-3 (略)

第7章. 林地台帳情報の保護

7-1 情報セキュリティ対策

(1) 電子データの保護・保全

③ 情報端末

(略)

④ アクセス制限

(略)

⑤ ウィルス・スパイウェア対策

(略)

⑥ データの受け渡し

(略)

⑦ データの持ち出し

(略)

⑧ データの出力

(略)

⑨ バックアップ

(略)

⑩ 廃棄

(略)

(2) ・ (3) (略)

資料Ⅰ－１ 林地台帳データの仕様

(１) ～ (４) (略)

(５) コード表

記載事由コードは次の項目以外は任意に設定可能とします。

- ・ 01：森林法に基づく森林の土地の所有者の届出
- ・ 02：本人修正申出
- ・ 03：森林簿
- ・ 04：国土利用計画法に基づく土地取引の届出
- ・ 05：経営管理権集積計画作成事務
- ・ 06：市町村による森林の土地の所有者等を把握するための調査
- ・ 07：住民票の写しの交付請求
- ・ 08：住民基本台帳ネットワークの利用

公益的機能別施業森林等の区分、施業方法等のコードは次のとおりとします。

公益的機能別施業森林等の区分の略称

コード	名称	略称
(略)	(略)	(略)
5	木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	木
(略)	(略)	(略)

資料Ⅰ－１ 林地台帳データの仕様

(１) ～ (４) (略)

(５) コード表

記載事由コードは次の項目以外は任意に設定可能とします。

- ・ 01：森林法に基づく森林の土地の所有者の届出
- ・ 02：本人修正申出
- ・ 03：森林簿
- ・ 04：国土利用計画法に基づく土地取引の届出
- ・ 05：経営管理権集積計画作成事務
- ・ 06：市町村による森林の土地の所有者等を把握するための調査

公益的機能別施業森林等の区分、施業方法等のコードは次のとおりとします。

公益的機能別施業森林等の区分の略称

コード	名称	略称
(略)	(略)	(略)
5	木材生産機能の維持増進を図るための森林	木
(略)	(略)	(略)

【住民基本台帳法】

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十七条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 都道府県知事の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りではない。

（新設）

<u>(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</u> <u>第三十二条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令に定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。</u> <u>一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げる者から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。</u> <u>二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。</u> <u>三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。</u> <u>2 前項（第三号に係る部分に限る）の規定による通知都道府県以外の都道府県の茎機内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りではない。</u>	
---	--

別表第二（第三十条の十関係） 五の三十九 市町村長 森林法による同法第百九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの 別表第四 四の三十九 市町村長 森林法による同法第百九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
【住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令】 （法別表第二の総務省令で定める事務） 第二条の五十四 法別表第二の五の三十九の項の総務省令で定める事務は、森林法第百九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 （法別表第四の総務省令で定める事務） 第四条の五十三 法別表第四の四の三十九の項の総務省令で定める事務は、森林法第百九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	（新設）
【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法】 （勧告）	（新設）

<u>第三十八条 市町村長は、所有者不明土地のうち、所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれるもの（以下「管理不全所有者不明土地」という。）による次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該管理不全所有者不明土地の確知所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために必要な措置（次条及び第四十条第一項において「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを勧告することができる。</u>	
<u>第四十二条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長（次項及び第五項並びに次条第二項及び第五項において「国の行政機関の長等」という。）は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。</u> <u>2 国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。</u> <u>3 市町村長は、管理不全所有者不明土地につき、次に掲げる事態の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項の規定による命令の請求をすることができる。</u> <u>一 当該管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において災害を発生させること。</u> <u>二 当該管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。</u> <u>4 市町村長は、管理不全隣接土地につき、次に掲げる事態の発生を防止す</u>	

<u>るため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項の規定による命令の請求をすることができる。</u> <u>一 当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において災害を発生させること。</u> <u>二 当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。</u> <u>5 国の行政機関の長等は、第二項（市町村長にあつては、前三項）の規定による請求をする場合において、当該請求に係る土地にある建物につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、当該請求と併せて民法第二百六十四条の八第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。</u>	
<u>第四十三条 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるとき、第三十八条第一項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は前条第一項から第三項まで若しくは第五項（第四項に係る部分を除く。）の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することがで</u>	

きる。 2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして、当該市町村長以外の市町村長から第三十八条第一項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、又は国の行政機関の長等から前条第一項から第三項まで若しくは第五項（第四項に係る部分を除く。）の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者、当該市町村長又は当該国の行政機関の長等に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。	
【表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律】 （所有者等の探索の開始） 第三条 登記官は、表題部所有者不明土地（第十五条第一項第四号に定める登記があるものを除く。以下この章において同じ。）について、当該表題部所有者不明土地の利用の現況、当該表題部所有者不明土地の周辺の地域の自然的社会的諸条件及び当該地域における他の表題部所有者不明土地の分布状況その他の事情を考慮して、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図る必要があると認めるときは、職権で、その所有者等の探索を行うものとする。 2 登記官は、前項の探索を行おうとするときは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。 （情報の提供の求め）	（新設）

第八条 登記官は、第三条第一項の探索のために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、表題部所有者不明土地の所有者等に関する情報の提供を求めることができる。

【相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律】

（資料の提供要求等）

第七条 法務大臣は、前条第一項の事実の調査のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、資料の提供、説明、事実の調査の援助その他必要な協力を求めることができる。

資料Ⅲ. Q&A 集

質問	回答
〈記載事項〉	
（略）	（略）
〈地図〉	
（略）	（略）
〈公表・情報提供〉	
（略）	（略）
森林法施行令に基づく情報提供の対象ではない者（公的機関）から林地台帳の情報提供を求められた場合、森林法	森林法施行令に基づく情報提供の対象ではない公的機関からの求めに対しては、当該事務の根拠が法令に基づく者である場合には、一般的に個人情報保護法及び個人情報保護

（新設）

資料Ⅲ. Q&A 集

質問	回答
〈記載事項〉	
（略）	（略）
〈地図〉	
（略）	（略）
〈公表・情報提供〉	
（略）	（略）
（新設）	（新設）

<u>施行令に基づき、情報提供はできないということか。</u>	<u>条例における提供の制限に抵触しないものと解されます。</u> <u>なお、具体的には以下の場合に林地台帳の情報提供を求められることがあります。</u> ・ <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）の第 43 条第 1 項及び第 2 項に基づき、同法第 38 条第 1 項の規定に基づく勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者を把握する必要があるとき及び第 42 条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき</u> ・ <u>表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）の第 3 条第 1 項及び第 8 条の規定に基づく情報の提供</u> ・ <u>相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和 4 年政令第 316 号）の第 7 条の規定に基づく資料の提供</u>				
〈修正・更新〉			〈修正・更新〉		
<u>林地台帳の情報を元に経営管理権集積計画作成の事務を行ったが、相手方に不達で、所有者を特定するために</u>	<u>記載事由欄に記載するものは、林地台帳の更新に当たり取得したものを優先して記載してください。</u>		（新設）	（新設）	

<u>住民票の写しの交付請求を行った。</u> <u>この場合、記載事由欄には経営管理権集積計画作成事務と住民票の写しの交付請求のどちらを記載するのが適当か。</u>	<u>お示しの場合であれば、住民票の写しの交付請求を記載することが適当です。</u>					
--	--	--	--	--	--	--